

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を定めたので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、枚方市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年3月16日

枚方市長 伏見 隆

1 地域計画の案を作成した地区

津田地区、菅原地区、川越地区、招提地区及び牧野地区

2 地域計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

枚方市観光にぎわい部農業振興課

枚方市大垣内町二丁目1番20号（枚方市役所本庁別館3階）

(2) 縦覧の期間

令和8年3月16日（月）から同月30日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。

(3) 縦覧の時間

午前9時から午後5時30分まで

3 意見書の提出について

(1) 提出者

当該地域計画の利害関係人

(2) 提出方法

直接持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによることとし、電話又は口頭での意見は受け付けられない。

(3) 提出先

枚方市観光にぎわい部農業振興課

枚方市大垣内町二丁目1番20号（枚方市役所本庁別館3階）